

議案第72号

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和2年3月31日までに終了する」を「次の各号に掲げる」に、「100分の8.2」を「当該各号に定める税率」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 令和元年10月1日前に開始し、かつ、令和2年4月1日以後に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分 100分の11.9
- (2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分 100分の8.2

附則第10条第1項中「令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和2年3月31日までに終了する」を「次の各号に掲げる」に、「前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.2分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額」を「当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 令和元年10月1日前に開始し、かつ、令和2年4月1日以後に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分 前条（第1号に係る部分に限る。）の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に11.9分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額
- (2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分 前条（第2号に係る部分に限る。）の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.2分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

法人の市民税について法人税割の税率等の特例が適用される事業年度又は連結事業年度の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

〔 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例（抄）

附 則

（法人の市民税の法人税割の税率の特例）

第9条 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和2年3月31日までに終了する各事業年度分の各号に掲げる

業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第27条第1項の規定にかかわらず、100分の8.2 とする。
当該各号に定める税率

(1) 令和元年10月1日以前に開始し、かつ、令和2年4月1日以後に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分 100分の11.9

(2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分 100分の8.2

（中小法人等に対する法人の市民税の課税の特例）

第10条 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、第17条第5項に規定する人格のない社団等を含む。）で、法人税額又は個別帰属法人税額（市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人については法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条において同じ。）が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額は、令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和2年3月31日までに終了する各事業年度分の各号に掲げる

分又は各連結事業年度分に限り、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該各号に定める額

該法人税割額に8.2分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

ただし、法第321条の8第1項に規定する予定申告法人及び清算中の法人については、この限りでない。

- (1) 令和元年10月1日前に開始し、かつ、令和2年4月1日以後に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分 前条（第1号に係る部分に限る。）の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に11.9分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額
- (2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分 前条（第2号に係る部分に限る。）の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.2分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額

2－3 省 略